

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

プロバイダ責任制限法の改正について

1 インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害等に当たる匿名の投稿がされて被害を受けた場合に、被害者が加害者(発信者)に対し損害賠償請求をするためには、加害者の氏名・住所を特定する必要があります。

被害者は、プロバイダ責任制限法の改正により、発信者情報を取得しやすくなります。

改正法は令和4年10月1日に施行されます。

2 改正前の手続は次のようなものでした。

まず、被害者は、裁判所に対し、「コンテンツプロバイダ」(掲示板・SNS等を運営する事業者)を相手方として、投稿に係る「IPアドレス」(スマホやパソコンに割り当てられるインターネット上の住所のような情報)と「タイムスタンプ」(投稿があった時刻が分かる情報)の開示を求める「仮処分」命令を申し立てます。

次に、裁判所の仮処分命令が出て、コンテンツプロバイダからIPアドレス等が開示されれば、被害者は、WHOIS検索により判明した「アクセスプロバイダ」(インターネット通信会社や携帯電話会社)に対し通信ログ保存の請求をした上で、裁判所に対し、「アクセスプロバイダ」を被告として、「発信者の氏名・住所・電話番号等」(発信者情報)の開示を求める「訴訟」を提起します。

裁判所の判決に基づきアクセスプロバイダから発信者情報が開示されれば、被害者は発信者に対し損害賠償請求を行うことになります。

このように、改正前は、被害者は、コンテンツプロバイダを相手方とする仮処分命令申立とアクセスプロバイダを被告とする訴訟という2段階の裁判を経て、発信者を特定する必要がありました。

3 これに対し、改正後の手続は次のようになります。

被害者は、裁判所に対し、コンテンツプロバイダを相手方として、(1)「発信者情報開示命令」を申し立てるとともに、(2)「提供命令」を申し立てます。

提供命令は、コンテンツプロバイダに対し、①被害者への「アクセスプロバイダの名称」の提供を命じるとともに、②アクセスプロバイダへの「IPアドレス」「タイムスタンプ」の提供を命じるものです。

上記提供命令により「アクセスプロバイダの名称」が判明すれば、被害者は、アクセスプロバイダを相手方として、(3)「発信者情報開示命令」を申し立てるとともに、(4)発信者情報の「消去禁止命令」を申し立てます。

上記(1)(3)の「発信者情報開示命令」が出れば、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダから発信者情報が開示され、被害者は発信者に対し損害賠償請求を行うことが可能になります。

上記(1)(3)の発信者情報開示命令申立事件は、併合されて一体的に非訟事件として審理されることから、1つの手続で簡易かつ迅速に発信者情報の開示請求手続を進められることとなります。

4 また、改正前は、投稿時のIPアドレスやタイムスタンプを記録せず、ログイン時とログアウト時のIPアドレスやタイムスタンプのみを記録する「ログイン型」(Twitter、Facebook、Instagram等)におけるログイン時のIPアドレス等が開示対象になるか否かについて争いがありました。

今回の改正により、ログイン型におけるログイン時のIPアドレス等も開示対象になることが明確にされました。

5 インターネット上の匿名での誹謗中傷等による被害者の権利救済が行いやすくなったと言えます。